

6 輸 国 第 4156 号

関税割当公表第84号

令和 7 年度の調製食用脂の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、調製食用脂（関税率表第 0 4 . 0 5 項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 7 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 調製食用脂（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第 1 第2106. 90号に規定するもの）
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第13に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、次の 1 から 3 までのいずれかの要件に該当する者

- 1 調製食用脂を使用した製品（以下「製品」という。）を製造する者（以下「製造者」という。）であって、割当てを受けた調製食用脂を輸入時と同一状態（輸入後に乳脂肪の含有率が変化しない状態を含む。以下同じ。）で譲渡することのない者

2 製造者を構成員とする団体（ただし、構成員が単独で1に基づく申請を行っていない場合に限る。）

3 割当てを受けた調製食用脂を輸入時と同一状態で販売する者

第3 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、国別（「ニュージーランドを原産地とするもの」、「その他を原産地とするもの」別）に、第6に掲げる書類に記載された使用実績及び使用計画、販売実績及び販売計画等を勘案して定めるものとする。

第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和7年4月1日（火）から同年4月9日（水）まで（必着）

(2) 令和7年6月2日（月）から同年6月4日（水）まで（必着）

(3) 令和7年8月1日（金）から同年8月5日（火）まで（必着）

(4) 令和7年10月1日（水）から同年10月3日（金）まで（必着）

(5) 令和7年12月1日（月）から同年12月3日（水）まで（必着）

(6) 令和8年2月2日（月）から同年2月4日（水）まで（必着）

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第6 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請による提出」という。）場合は不要。

2 関税割当申請書に添付すべき書類

次に掲げる書類のうち、(1)のア、(2)のア及び(3)のアについて、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であつて、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

(1) 第2の1の要件に該当する者

ア 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入先国別希望数量（別記様式1）

ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び使用実績（別記様式2）

エ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の調製食用脂の購入計画及び使用計画（別記様式3）

オ 製品を製造する工場の名称、所在地、1日当たりの生産能力及び年間稼働日数・稼働率を記載した資料、製品を製造するのに必要な設備を有することを証する資料及び製品を製造する工程図

ただし、令和6年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

カ 本公表に基づく関税割当申請により割当てを受けた調製食用脂を使用した製品を製造し、当該調製食用脂を輸入時と同一状態で譲渡しな

い旨の誓約書

(2) 第2の2の要件に該当する者

ア 団体の登記事項証明書

イ 輸入先国別希望数量（別記様式1）

ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び会員別使用実績（別記様式4）

エ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の調製食用脂の購入計画及び会員別使用計画（別記様式5）

オ 会員名簿（任意様式）

(3) 第2の3に該当する者の場合

ア 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入先国別希望数量（別記様式1）

ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び販売先別販売実績（別記様式6）

エ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の調製食用脂の購入計画及び販売先別販売計画（別記様式7）

第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

ただし、2の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、2及び3のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税

割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

1 電子申請による提出

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 調製食用脂担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類（電子申請による提出の場合は不要）

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げ書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式8）を提出するものとする。

ただし、第6に掲げる書類（2の(1)のア、ウ及びカ、2の(2)のア及びウ並びに2の(3)のア及びウを除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当

申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書が発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。

このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。

(2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。

(3) 割当数量を全て消化したとき。

(4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。

(5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式9)

(2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引

いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」 及び「証明書再交付申請理由書」 （記載要領別記様式第 1）

- 3 1 の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続を行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第11 報告等

- 1 割当てを受けた者は、割当対象物品の月別の使用数量又は販売数量の実績報告書等を令和 8 年 4 月 10 日までに受付・交付担当課に 1 部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第 7 の 1 から 3 までのいずれかに準ずるものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従った場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第 6 に掲げる書類に含まれる個人情報、1 の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第 6 に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の 1 から 3 までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停

止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

- 1 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 2 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)